

答 申

第1 審査会の結論

宮城県警察本部長は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において非開示とした情報のうち、別紙1に掲げる部分については、開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和元年11月25日付けで、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「『虚偽のDV被害を申告されて困っている』、『DVの加害事実がないのに住基支援措置がなされ、配偶者や子供の居場所がわからなくなった』、『証拠がないのに警察署が市町村あての意見書を書いて住基支援措置がなされた』、『夫婦間に暴力はなかったのに、初めから犯人扱いをされてDV加害者とされてしまった』、『加害者扱いをされたことによって、子供の通う、学校や保育園・幼稚園で門前払いをされた』など、いわゆる『虚偽のDV』や『住基支援措置の目的外利用（悪用）』や、片方の配偶者による子供の連れ去り、もう片方の親の監護権の侵害等について、宮城県警察が県民から相談や苦情を受理した記録の一切。」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、審査請求人と調整の上、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として次のものを特定した。
 - （1）相談受理票（令和元年9月11日受理）
 - （2）相談受理票（令和元年9月17日受理）
 - （3）相談受理票（令和元年9月18日受理）
 - （4）相談受理票（令和元年9月29日受理）
 - （5）相談受理票（令和元年10月25日受理）
 - （6）相談受理票（令和元年10月31日受理）その上で、実施機関は、一部について開示をしない理由を次のとおり付して部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和2年2月26日付けで審査請求人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

本件行政文書には、特定の個人に関する情報が記録されており、これらの情報

を公開することにより、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるため。

条例第8条第1項第4号該当

本件行政文書には、公表されていない警察職員の印影が記録されており、当該情報を公開することにより、当該警察職員等に危害等が加えられるおそれが新たに生じるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められるため。

条例第8条第1項第7号該当

本件行政文書には、警察相談業務に関する情報が記録されており、これらの情報を公開することにより、秘密を保持することを前提とする警察相談業務に対する信頼が失われ、県民が警察への相談をためらうようになるなど、将来の警察相談業務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

- 3 審査請求人は、令和2年3月3日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、宮城県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。諮問実施機関が審査請求書に形式上の不備があるとして、令和2年3月10日付けで審査請求人に、審査請求に係る処分があったことを知った年月日について記載するよう、不備を補正すべきことを命じたところ、審査請求人は令和2年3月23日付けで審査請求書の補正を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分で非開示とされた部分のうち、文書検索に使用した単語等について、開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

審査請求人が開示請求に用い、実施機関が文書検索に用いた単語に準ずる文言くらいを部分開示されないと、どのような文書であるのか判断がつかない。事実確認ができず文書の真贋すら懸念される。審査請求人は相談者の個人情報の開示

を求めているわけではないが、黒塗りし過ぎであり、苦情や相談の趣旨が一切不明である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

1 警察安全相談業務について

警察安全相談（警察が本来的に対応しなければならないもので、犯罪等による被害の未然防止その他県民等の安全と平穩に係る内容の相談をいう。）業務とは、犯罪に関し被害者、関係者等からなされた相談又は投書、告訴又は告発に関する相談等、警察に対して、指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置（地理教示、運転免許証の更新等の行政手続の教示等の単純な事実の教示を除く。）を求めるものをいい、「相談及び苦情取扱要綱の改正について（通達）」（平成30年3月20日付け宮本広相第211号。以下「相談要綱」という。）に基づき処理されるものである。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、相談要綱に定める様式により、特定警察署が特定の個人から受理した具体的な相談に関して作成したものであり、決裁欄、受理番号及び受理担当者の階級・氏名等警察職員に係る情報のほか、相談年月日、件名、相談者の人定事項、相談の要旨、相談に対する措置状況など、個人の相談に係る情報が具体的かつ詳細に記録されている。

3 条例第8条第1項第2号該当性について

本件行政文書には、特定の個人の相談に関して具体的かつ詳細な内容が全体にわたって記録されていることから、特定の個人を識別することができるばかりでなく、個人を識別できる部分を除いたとしても、公開することにより、個人の名誉等の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当する。

4 条例第8条第1項第4号該当性について

本件行政文書には、警察職員の氏名及び印影が記録されている。そのうち、公表されていない警部補以下の警察職員の氏名及び印影は、公開することによって、当該警察職員やその家族等に危害等が加えられるおそれが新たに生ずるなど、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあることから、本号に該当する。

5 条例第8条第1項第7号該当性について

本件行政文書には、警察による相談の受理という警察の事務に関する情報が記録されているが、この種の業務は、通常相談者を含む関係者の人権等の権利利益が尊重され、かつ秘密の厳守も図られるという信頼関係の下に成り立つものであることから、公開することにより、県民が警察に対して相談することや関係者が相談に対する必要な調査等に応じることに消極的となるなど、相談業務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当する。

6 実施機関の責務について

個人に関する情報は、一度公開されると当該個人に回復しがたい損害を与えることがある。このため、実施機関の責務として、条例第3条第1項に「実施機関は、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定されている。

したがって、実施機関である警察本部長は、日々の警察の業務において、提供や収集等された情報のうち、個人のプライバシーに関する認められる情報は、その全てにおいて、個人の尊厳の確保及び基本的人権の尊重の観点から、最大限に保護を行っているものであり、本件開示請求についても、その責務を果たしているに過ぎない。

また、本件行政文書では、「配偶者からの暴力」、「家庭・職場・近隣関係（家事問題）」、「男女間暴力」などの申出種別は公開しており、審査請求人が開示請求において求めていた、「DVの加害者とされた者からの相談のうち、相手が虚偽のDV被害を訴えたことにより、『加害者扱いをされた』、『住基支援措置をされた』、『子供を連れ去られた』、『親権を奪われた』これらの内容を含む相談の記録で、2019年9月分及び10月分のもの」との内容が記載されているものと推察できることから、審査請求人による開示請求の目的は達成されている。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

審議の対象となる行政文書については、第2の2のとおりである。実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、その非開示情報該当性を検討する。

3 本件行政文書の性質について

本件行政文書はDV（ドメスティック・バイオレンス）の内容に関する文書である。DVに関する情報は、個人のプライバシーに関わるというだけでなく、被害者の身体や精神の損傷に関する情報が含まれており、場合によっては被害者が加害者から身を隠す必要が生じる情報もある。このため、本件行政文書の開示に当たっては、より一層慎重に検討していく必要がある。

4 本件処分の妥当性について

(1) 条例第8条第1項第2号の該当性について

イ 条例第8条第1項第2号の規定について

条例第8条第1項第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」を非開示事由として規定しているが、同号ただし書により、次に掲げる情報が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならない。

(イ) 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

(ロ) 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

ロ 条例第8条第1項第2号の該当性について

本件行政文書には、相談の件名、申出者の住所、職業、氏名、年齢、性別、電話番号、対応時間、生年月日、申出の要旨、措置状況、相談内容の対象者等の関係者の氏名、性別、年齢及びその他相談者との関係に関する事項等の情報が記録されている。これらのうち、相談の件名、対応時間、申出の要旨及び措置状況を除いた情報については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであることから、条例第8条第1項第2号に該当するため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

また、相談内容に該当する申出の要旨及び警察の対応記録に該当する措置状況については、一般人が通常入手し得る他の情報と照合することによっては、特定の相談者を識別することはできないとしても、その具体的な記載内容から、相談内容の対象者等の関係者や、場合によっては近隣者から、誰からの相談に係るものであるかを推知される可能性は否定できない。このため、当該部分を開示した場合には、相談内容の対象者から不当な圧力を受けたり、近隣者との関係性に影響が出たりすることが考えられる。よって、この点については、個人の権利利益が害されるおそれがあり、条例第8条第1項第2号本文に該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

一方、相談の件名については、開示請求の請求内容の中で、「いわゆる『虚偽のDV』や『住基支援措置の目的外利用（悪用）』や、片方の配偶者による子供の連れ去り、もう片方の親の監護権の侵害等」の相談記録についての開示を求められており、実施機関も請求に沿った行政文書を対象として特定し、開示していること、また、申出種別の欄において、おおまかな相談の分類については開示されていることから、相談事案の概要は請求に沿ったものに限られている。これらのことを踏まえると、相談の件名それ自体が相談内容を端的に集約したものと言うことができることから、相談の件名に含まれる開示請求内容を示す語句については、開示しても相談者等の権利利益を害するとは認められない。

また、対応時間についても、開示しても相談者の権利利益を害するとは認められない。よって、条例第8条第1項第2号には該当せず、開示すべきである。

(2) 条例第8条第1項第4号の該当性について

イ 条例第8条第1項第4号の規定について

条例第8条第1項第4号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が

生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示事由として規定している。

ロ 条例第8条第1項第4号の該当性について

本件行政文書には、警察職員が相談者の相談を受け、記録した警部補相当職以下の警察職員の氏名及び印影並びに取扱補助者である警察職員の印影が記録されている。

警察業務は、警察規制を物理的かつ強制的に実現するものであり、相手方となる者の反発、反感を招きやすい性質を有しているものと認められるところ、本件DV相談についても、相談内容の対象者が担当の警察職員に対応を執拗に聞き出そうとしたり、対応に不満を持ち不当に圧力をかけ、それにより当該職員が萎縮し警察業務の停滞につながるものが危惧される。よって、公表されておらず、直接県民と接する機会が多い警部補相当職以下の警察職員の氏名及び印影については、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるものと認められ、条例第8条第1項第4号に該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第8条第1項第7号の該当性について

イ 条例第8条第1項第7号の規定について

条例第8条第1項第7号本文は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であつて、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」を非開示事由として規定している。

ロ 条例第8条第1項第7号の該当性について

本件行政文書には、相談の受理所属の決裁者である警察職員の印影、受理番号、受理所属、受理者の所属、措置所属及び措置者の所属が記録されている。これらの情報については、受理年月日が既に開示されていることから、相談内容の対象者がこれらの情報を入手した場合、相談者がどこの警察署で相談したかを推知されかねず、相談内容の対象者による不当な圧力により、相談者が著しい不利益を受ける可能性がある。その結果、警察と県民との信頼関係が損なわれ、県民が警察に対して相談することや関係者が必要な調査等に応じることをちゅうちょし、相談業務が阻害されうるものである。よって、これらの情報は警察の相談業務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められ、条例第8条第1項第7号に該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

また、実施機関は、相談の件名、申出者の住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、対応時間、生年月日、申出の要旨、措置状況、相談内容の対象者等の関係者の氏名、性別、年齢及びその他相談者との関係に関する事項等の情報についても条例第8条第1項第7号該当を主張していると解されるが、このうち相談の件名に含まれる開示の請求内容を示す語句については、(1)ロで示した同じ理由から条例第8条第1項第7号に該当しない。対応時間についても、業務に支障が生ずるとは言えず、条例第8条第1項第7号に該当するとは認められない。それら以外の点については、(1)ロで非開示妥当と判断しており、条例第8条第1項第7号該当性を論じるまでもない。

5 結論

以上のとおり、本件処分のうち実施機関が非開示とした情報について、当審査会は、別紙1に掲げる部分は開示すべきであると判断した。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙1

本件行政文書	ページ	開示すべき部分
(1) 相談受理票 (令和元年 9月11日受理)	1 ページ	「件名」欄中 3文字目から4文字目まで 9文字目から終わりまで 「申出者備考」欄中 1行目全て
(2) 相談受理票 (令和元年 9月17日受理)	1 ページ	「件名」欄中 4文字目から6文字目まで 11文字目から終わりまで 「申出者備考」欄中 1行目全て
(3) 相談受理票 (令和元年 9月18日受理)	1 ページ	「件名」欄中 9文字目から12文字目まで 「申出者備考」欄中 1行目全て
(4) 相談受理票 (令和元年 9月29日受理)	1 ページ	「件名」欄中 4文字目から6文字目まで 21文字目から終わりまで 「申出者備考」欄中 1行目全て
(5) 相談受理票 (令和元年 10月25日受理)	1 ページ	「件名」欄中 4文字目から9文字目まで 「申出者備考」欄中 1行目全て
(6) 相談受理票 (令和元年 10月31日受理)	1 ページ	「件名」欄中 5文字目から10文字目まで 「申出者備考」欄中 1行目全て

- 1 本件行政文書欄に掲げる番号及び名称は、第2の2に掲げるもの同一のものである。
- 2 ページ数とは、本件行政文書ごとに1枚目から順次ページを振ったものである。
- 3 ○行目とは、文字が記載されている行を一番上から1行目として、順次数え上げたものである。
- 4 ○文字目とは、1行中に記載された文字を左詰めにした場合、一番左の文字を1文字目として順次数え上げたものである。なお、句読点、文頭の記号等及び括弧はそれぞれ1文字とみなし、空白は除いている。

別紙2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
2. 6. 10	○ 諮問を受けた。(諮問第238号)
2. 12. 23 (第410回審査会)	○ 事案の審議を行った。
3. 1. 25 (第411回審査会)	○ 事案の審議を行った。
3. 2. 22 (第412回審査会)	○ 事案の審議を行った。
3. 3. 26 (第413回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和3年5月24日現在）

氏名	区分	備考
青木 ユカリ	特定非営利活動法人 せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事兼事務局長	
板 明 果	東北学院大学経済学部経済学科准 教授	会長職務代理者
滝澤 紗矢子	東北大学大学院法学研究科教授	
千葉 達朗	弁護士	
松尾 大	弁護士	会長